

2 申告所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

- (1) この章は、平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間の所得について、平成17年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人(申告納税者という。)の課税の実績を、全数調査又は標本調査の方法で調査・集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。
- (2) 各所得者の区分は次のとおりである。

申告納税者	事業所得者	事業所得のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	農業所得者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	その他所得者	事業所得者以外の者をいう。

(注) 「事業所得者」とは、事業所得だけを有する者及び事業所得と事業所得以外の各種の所得を併有する者で、事業所得の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。

2 申告所得税の一般の税率(課税総所得金額又は課税退職所得金額に対して)

1,000円 以上	330万円 未満の金額	10%	(控除額	0万円)
330万円 以上	900万円	〃	20%	(〃 33万円)
900万円 以上	1,800万円	〃	30%	(〃 123万円)
1,800万円 以上の金額		37%	(〃 249万円)	

3 申告所得税の主な諸控除(平成16年分)

(1) 所得控除

イ 基礎控除 380,000円

ロ 配偶者控除

(イ) 老人控除対象配偶者 480,000円

(ロ) その他の控除対象配偶者 380,000円

(ハ) (イ)のうち同居特別障害者 830,000円

(ニ) (ロ)のうち同居特別障害者 730,000円

(青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者については、配偶者控除を受けられない。)

ハ 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001円 から 399,999円まで	38万円
400,000円 から 449,999円まで	36万円
450,000円 から 499,999円まで	31万円
500,000円 から 549,999円まで	26万円
550,000円 から 599,999円まで	21万円
600,000円 から 649,999円まで	16万円
650,000円 から 699,999円まで	11万円
700,000円 から 749,999円まで	6万円
750,000円 から 759,999円まで	3万円
760,000円以上	0円

合計所得金額が1,000万円を超える年については受けることができない。

ニ 扶養控除

(イ) 老人扶養親族(70歳以上)

A	同居特別障害者	a	同居老親等	930,000円
		b	a以外	830,000円
B	A以外	a	同居老親等	580,000円
		b	a以外	480,000円

(ロ) 特定扶養親族(16歳～22歳)

A	同居特別障害者	980,000円
B	A以外	630,000円

(ハ) 一般の扶養親族(上記(イ)及び(ロ)以外)

A	同居特別障害者	730,000円
B	A以外	380,000円

(青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者については、扶養控除を受けられない。)

ホ 雑損控除 …… 災害等の損失額(保険金などで補てんされる金額を除く。)で所得金額の合計額の10%を超える金額と災害関連支出の金額で50,000円を超える金額のいずれか多い方の金額

ヘ 医療費控除 …… 支払った医療費(保険金などで補てんされる金額を除く。)から100,000円と所得金額の合計額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額(最高200万円)

ト 生命保険料控除

$\left\{ \begin{array}{l} \text{一般の保険料の計の金額(a)を下の i から} \\ \text{iiiに当てはめてその(a)の金額を基に計算} \\ \text{した金額(最高5万円)} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{個人年金保険料の計の金額(b)を下の i か} \\ \text{らiiiに当てはめてその(b)の金額を基に計算} \\ \text{した金額(最高5万円)} \end{array} \right\}$	i	25,000円まで	(a)又は(b)の全額
	ii	25,000円を超え50,000円までの場合	$[(a) \text{ 又は } (b)] \times 1/2 + 12,500$ 円
	iii	50,000円を超える場合	$[(a) \text{ 又は } (b)] \times 1/4 + 25,000$ 円

チ 社会保険料控除 …… 支払った又は給与等から差し引かれた社会保険料の全額

リ 損害保険料控除

$\left\{ \begin{array}{l} \text{長期保険料の計の金額(a)} \\ \text{((a)の金額が10,000円を超える場合は} \\ \text{(a) \times 1/2 + 5,000円) (最高15,000円)} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{短期保険料の計の金額(b)} \\ \text{((b)の金額が2,000円を超える場合は} \\ \text{(b) \times 1/2 + 1,000円) (最高3,000円)} \end{array} \right\}$	(最高限度額15,000円)	
---	----------------	--

ヌ 小規模企業共済等掛金控除 …… 支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く。)、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金との合計額

ル 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 …… 270,000円

ただし、特別障害者の障害者控除は…400,000円、特定の寡婦の寡婦控除は…350,000円

ロ 老年者控除 …… 500,000円

ヲ 寄附金控除 …… 特定寄附金の支出額(所得金額の25%を限度)のうち、10,000円を超える部分の金額

(2) 税額控除

イ 配当控除 …… 原則として、配当所得の金額の10%(課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当所得の金額については5%)。ただし、建設利息、基金利息、外国法人からの配当金、特定目的会社の配当、証券投資法人の投資口の配当、源泉分離課税や確定申告しないことを選択した配当所得等は配当控除の対象とならない。

ロ 外国税額控除 …… 外国所得税の額のうち、次の算式により計算した控除限度額までの金額

$$16\text{年分所得税の額} \times \frac{16\text{年分の国外所得総額}}{16\text{年分の所得総額}} = \text{控除限度額}$$

ハ 住宅借入金(取得)等特別控除

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	控 除 期 間	床 面 積	所得基準
平成 9年 1月 1日) 平成 9年12月31日	(イ) 居住の用に供した年(1年目)から3年目までの各年 $\left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{1,000万円} \\ \text{以下の部分} \\ \text{の金額} \end{array} \right\} \times 2\% + \left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{1,000万円} \\ \text{超2,000万} \\ \text{円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right\} \times 1\% + \left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{2,000万円} \\ \text{超3,000万} \\ \text{円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right\} \times 0.5\%$ <p style="text-align: right;">(最高35万円)</p>	6年	50㎡以上 240㎡以下	2,000万円 以下
平成10年 1月 1日) 平成10年12月31日	(ロ) 4年目から6年目までの各年 $\left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{2,000万円} \\ \text{以下の部分} \\ \text{の金額} \end{array} \right\} \times 1\% + \left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{2,000万円} \\ \text{超3,000万} \\ \text{円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right\} \times 0.5\%$ <p style="text-align: right;">(最高25万円)</p>			3,000万円 以下
平成11年 1月 1日) 平成13年 6月30日	(イ) 居住の用に供した年(1年目)から6年目までの各年 $\{\text{住宅ローンの年末残高の合計額}\} \times 1\%$ <p style="text-align: right;">(最高50万円)</p> (ロ) 7年目から11年目までの各年 $\{\text{住宅ローンの年末残高の合計額}\} \times 0.75\%$ <p style="text-align: right;">(最高37.5万円)</p> (ハ) 12年目から15年目までの各年 $\{\text{住宅ローンの年末残高の合計額}\} \times 0.5\%$ <p style="text-align: right;">(最高25万円)</p> <p>※ 平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合に、 選択により、平成10年中に居住の用に供した場合と同じ控除期間及び控除 額を適用することができる。</p>	15年	50㎡以上	3,000万円 以下
平成13年 7月 1日) 平成16年12月31日	居住の用に供した年(1年目)から10年目までの各年 $\{\text{住宅ローンの年末残高の合計額}\} \times 1\%$ <p style="text-align: right;">(最高50万円)</p>	10年	50㎡以上	3,000万円 以下

ニ 政党等寄付金特別控除

次の(イ)と(ロ)とのいずれか少ない方の金額

(イ) [(政党等に対する寄付金の支出額) - (1万円 - 「特定寄付金の支出額」)] × 30%

(ロ) 所得税の額の25%相当額

ただし、政党等に対する寄付金の支出額について寄付金控除を受ける場合は、受けることができない。

2 申告所得税

2-1 課税状況

(1) 申告及び処理の状況

区 分	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等
	人	千円	千円
確 定 申 告	207,489	996,028,931	50,428,431
修 正 申 告	178	897,215	51,394
決 定・増 額 更 正	—	—	—
減 額 更 正	△ 5	△ 9,082	△ 837
更 正 請 求	△ 8	△ 24,867	△ 1,696
異 議 申 立 決 定 等	—	—	—
計	実 207,654	996,892,197	50,477,292
法第103条による税額	546	—	155,866
合 計	208,200	—	50,633,159
過 少 申 告 加 算 税	内 1 1	—	10
無 申 告 加 算 税	内 32 32	—	1,105
重 加 算 税	内— —	—	—
納 税 額 総 計	—	—	50,634,274

調査対象等：平成16年分の申告所得税の納税者について、平成17年3月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税実績を示したものである。

(注)1 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

2 加算税の「人員」欄は延人数を掲げ、内書は加算税の全額が異動したものを掲げた。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等
	人	千円	千円
平 成 12 年 分	217,988	1,140,485,456	67,575,868
13	206,594	1,052,672,034	58,341,871
14	199,843	998,110,745	52,816,976
15	198,546	989,509,068	52,427,325
16	207,654	996,892,197	50,477,292

所得者別内訳								
営業等所得者			農業所得者			その他所得者		
人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等
人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
52,632	179,626,316	11,112,798	7,501	23,863,462	1,018,802	147,356	792,539,153	38,296,831
47	160,116	11,302	6	34,585	3,100	125	702,514	36,992
—	—	—	—	—	—	—	—	—
△ 2	△ 2,289	△ 116	△ 1	△ 2,945	△ 84	△ 2	△ 3,848	△ 637
△ 2	△ 2,245	△ 62	—	—	—	△ 6	△ 22,622	△ 1,634
—	—	—	—	—	—	—	—	—
実 52,675	179,781,898	11,123,922	実 7,506	23,895,102	1,021,819	実 147,473	793,215,197	38,331,552

- 用語の説明: 1 **総所得金額等**とは、総所得金額(利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計)及び土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。
- 2 **申告納税額**とは、総所得金額等から所得控除を控除した後の課税所得金額に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。
- 3 **更正請求**とは、納税義務者の申告をした課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定の期間内に更正(改め直すこと)の請求をすることをいう。
- 4 **法第103条による税額**とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が、年税額となった所得税額をいう。
- 5 **加算税**とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって、一種の行政罰の性格を有するものをいう。
- (1) 過少申告加算税……期限内の申告が過少であった場合に課されるもの
- (2) 無申告加算税……申告が期限後になった場合に課されるもの
- (3) 重加算税……所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

所得者別内訳								
営業等所得者			農業所得者			その他所得者		
人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等
人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
64,754	229,622,262	13,737,082	8,267	27,477,136	997,509	144,967	883,386,058	52,841,277
59,217	215,760,813	13,519,228	7,396	23,245,862	824,888	139,981	813,665,359	43,997,755
54,524	192,678,843	11,686,640	7,983	25,927,829	948,522	137,336	779,504,074	40,181,814
52,034	179,368,817	10,685,942	7,830	26,678,477	1,123,317	138,682	783,461,773	40,618,066
52,675	179,781,898	11,123,922	7,506	23,895,102	1,021,819	147,473	793,215,197	38,331,552

2 申告所得税

(3) 既往年分の課税状況

区 分	平成 15 年 分			平成 14 年 以前 分			計		
	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
申告又は処理による増減差額	内 8,160			内 1,853			内 10,013		
	14,325	37,734,995	2,486,641	5,187	16,582,985	1,863,284	19,512	54,317,980	4,349,925
加算税の増減差額	内 6,293			内 3,659			内 9,952		
	6,342	—	271,253	3,713	—	308,655	9,952	—	579,909
合 計	—	—	2,757,895	—	—	2,171,939	—	—	4,929,834

調査対象等：平成15年分以前の申告所得税の納税者について、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を示したものである。

（注）「人員」欄はそれぞれ延人員を掲げ、内書は本税又は加算税の全額について異動を生じたものを掲げた。

(4) 免除状況

区 分	人 員	所 得 金 額	軽 減 又 は 免 除 税 額
	人	千円	千円
租税特別措置法第25条（肉用牛の売却による農業所得の免税）の規定によるもの	294	1,416,943	218,331
災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条（所得税の軽減免除）の規定によるもの	3	5,833	215
合 計	297	1,422,776	218,546

調査対象等：平成16年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免税（軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む。）された者の実績を平成17年3月31日現在で示したものである。

2 申告所得税

(5) 税務署別課税状況

区 分	所 得 者 内 訳						
	営 業 等 所 得 者			農 業 所 得 者			
	人 員	総 所 得 金 額	申 告 納 税 額	人 員	総 所 得 金 額	申 告 納 税 額	
	人	千円	千円	人	千円	千円	
徳 島 県	徳 島	4,270	14,785,845	1,047,842	605	1,877,289	67,703
	鳴 門	1,892	5,882,418	287,907	674	2,507,716	105,828
	阿 南	1,498	4,380,523	179,328	156	432,267	16,387
	川 島	833	2,632,444	179,815	165	494,406	17,740
	脇 町	478	1,510,749	75,635	42	117,033	4,176
	池 田	562	1,706,004	81,875	33	82,908	1,861
	計	9,533	30,897,984	1,852,404	1,675	5,511,621	213,694
香 川 県	高 松	5,531	20,721,551	1,385,153	242	744,936	29,836
	丸 亀	2,231	8,041,854	515,694	153	404,693	14,565
	坂 出	1,846	6,593,611	383,092	145	451,372	17,842
	観 音 寺	1,973	6,818,108	443,143	632	1,913,372	79,763
	長 尾	1,371	4,761,417	279,970	131	360,661	11,217
	土 庄	463	1,449,617	72,194	42	111,132	4,237
	計	13,415	48,386,159	3,079,245	1,345	3,986,166	157,460
愛 媛 県	松 山	7,936	27,456,378	1,590,438	659	1,653,113	52,405
	今 治	2,526	8,663,049	548,822	121	306,535	12,172
	宇 和 島	1,712	5,987,548	411,067	219	576,001	17,983
	八 幡 浜	1,250	4,314,590	242,924	625	1,819,006	58,423
	新 居 浜	1,779	5,802,979	355,605	13	28,278	691
	伊 予 西 条	1,288	4,250,190	241,003	172	484,876	16,736
	大 洲	801	2,580,616	119,320	191	521,672	14,539
	伊 予 三 島	1,243	4,031,548	220,930	38	106,750	3,825
	計	18,535	63,086,899	3,730,107	2,038	5,496,230	176,772
高 知 県	高 知	5,320	17,857,273	1,173,916	205	1,116,131	121,839
	安 芸	880	3,085,804	242,687	643	2,033,050	80,653
	南 国	1,375	4,493,461	299,047	712	2,335,181	100,279
	須 崎	1,122	3,596,306	196,946	331	1,230,957	60,526
	中 村	1,408	5,111,442	378,940	155	433,659	13,731
	伊 野	1,087	3,266,570	170,629	402	1,752,107	96,864
	計	11,192	37,410,856	2,462,166	2,448	8,901,085	473,892
全 管 計		52,675	179,781,898	11,123,922	7,506	23,895,102	1,021,819

(注) この表は、「(1) 申告及び処理の状況」を税務署別に示したものである。

所得者内訳			合 計					
その他所得者			人 員		総所得金額		申告納税額	
人 員	総所得金額	申告納税額	人 員	前年比	総所得金額	前年比	申告納税額	前年比
人	千円	千円	人	%	千円	%	千円	%
12,968	84,356,946	4,626,550	17,843	101.2	101,020,081	103.0	5,742,094	104.2
5,250	30,567,626	1,703,995	7,816	97.5	38,957,760	82.1	2,097,730	58.9
3,165	17,493,546	801,886	4,819	100.2	22,306,336	100.6	997,601	101.4
1,981	8,642,932	297,642	2,979	101.8	11,769,783	97.0	495,197	96.5
1,098	5,492,519	220,262	1,618	103.9	7,120,302	97.7	300,073	91.9
1,396	6,679,823	253,968	1,991	99.9	8,468,735	95.9	337,704	92.0
25,858	153,233,392	7,904,302	37,066	100.4	189,642,997	96.8	9,970,400	88.5
19,581	111,716,400	5,439,506	25,354	102.8	133,182,887	99.3	6,854,495	93.2
7,251	33,284,237	1,375,693	9,635	104.4	41,730,784	100.1	1,905,951	100.7
5,840	29,649,062	1,365,724	7,831	105.2	36,694,046	104.7	1,766,658	106.8
5,800	26,066,600	988,842	8,405	104.5	34,798,080	101.8	1,511,747	105.2
3,399	15,226,673	516,358	4,901	101.3	20,348,752	95.5	807,544	87.1
1,265	5,523,785	190,839	1,770	98.4	7,084,534	93.7	267,270	94.2
43,136	221,466,757	9,876,961	57,896	103.3	273,839,082	100.0	13,113,666	96.8
24,084	137,002,481	7,195,669	32,679	109.7	166,111,971	104.6	8,838,512	99.1
6,370	35,215,431	1,652,788	9,017	108.3	44,185,015	102.4	2,213,781	99.4
3,691	17,925,552	750,192	5,622	107.5	24,489,101	102.5	1,179,242	99.0
3,276	14,792,183	602,629	5,151	114.7	20,925,779	106.5	903,976	99.3
4,345	21,794,707	942,765	6,137	111.1	27,625,964	111.6	1,299,061	107.2
3,914	17,974,344	754,843	5,374	108.4	22,709,410	102.8	1,012,582	95.0
2,326	11,309,999	538,247	3,318	102.5	14,412,287	97.7	672,105	95.1
3,534	20,746,375	976,609	4,815	103.0	24,884,673	98.0	1,201,364	93.3
51,540	276,761,071	13,413,743	72,113	108.9	345,344,200	103.9	17,320,622	98.9
13,640	82,264,367	4,653,311	19,165	102.4	101,237,771	101.5	5,949,067	100.4
1,640	6,173,140	210,336	3,163	105.0	11,291,994	102.2	533,676	111.4
3,972	19,142,597	793,255	6,059	102.8	25,971,240	97.0	1,192,581	88.4
2,343	9,656,729	369,804	3,796	100.1	14,483,993	98.4	627,277	99.6
2,712	12,740,379	609,734	4,275	106.9	18,285,480	101.1	1,002,405	104.3
2,632	11,776,763	500,107	4,121	105.0	16,795,441	99.6	767,599	103.3
26,939	141,753,977	7,136,547	40,579	103.1	188,065,918	100.4	10,072,605	99.8
147,473	793,215,197	38,331,552	207,654	104.6	996,892,197	100.7	50,477,292	96.3

2-2 所得階級別人員

(1) 所得者別人員

所得階級	合計所得				譲渡所得		山林所得
	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計		うち短期譲渡所得があるもの	
	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	2,123	92	2,103	4,318	803	146	75
100万円以下	3,441	215	3,407	7,063	411	25	19
150万円以下	7,273	771	14,704	22,748	572	41	19
200万円以下	7,944	1,160	22,833	31,937	559	27	15
250万円以下	7,457	1,117	18,357	26,931	432	18	13
300万円以下	6,051	936	12,502	19,489	373	16	7
400万円以下	7,840	1,402	16,894	26,136	600	23	11
500万円以下	3,849	825	11,677	16,351	500	8	10
600万円以下	2,063	434	9,081	11,578	412	8	5
700万円以下	1,179	226	7,092	8,497	352	10	8
800万円以下	649	117	5,271	6,037	292	6	2
1,000万円以下	736	113	6,916	7,765	508	4	1
1,200万円以下	413	49	4,117	4,579	356	4	1
1,500万円以下	406	21	4,042	4,469	391	1	—
2,000万円以下	492	12	3,549	4,053	462	10	—
3,000万円以下	416	8	2,590	3,014	483	6	—
5,000万円以下	246	8	1,573	1,827	338	4	—
5,000万円超	97	—	765	862	270	7	1
合計	52,675	7,506	147,473	207,654	8,114	364	187
				内 73	外 293		外 8

調査対象等：平成16年分の申告所得税の納税者について、平成17年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示したものである。

(注)1 「合計所得」の合計欄の内書は、「変動所得又は臨時所得の平均課税」の適用を受けた者を掲げた。

2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級区分して再掲した。

なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を掲げた。

用語の説明：1 **合計所得**とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

2 **変動所得及び臨時所得の平均課税**とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得等）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。

(2) 青色申告者

所得階級	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計	15年分人員
	人	人	人	人	人
70万円以下	570	13	116	699	668
100万円以下	1,106	44	196	1,346	1,318
150万円以下	2,750	194	996	3,940	3,640
200万円以下	3,251	333	1,555	5,139	4,743
250万円以下	3,320	391	1,798	5,509	5,199
300万円以下	2,971	361	1,701	5,033	4,984
400万円以下	4,212	625	3,037	7,874	7,710
500万円以下	2,406	413	2,461	5,280	5,345
600万円以下	1,410	233	1,905	3,548	3,632
700万円以下	865	119	1,546	2,530	2,388
800万円以下	495	60	1,216	1,771	1,767
1,000万円以下	572	55	1,656	2,283	2,312
1,200万円以下	336	22	1,033	1,391	1,302
1,500万円以下	339	10	941	1,290	1,259
2,000万円以下	432	5	842	1,279	1,250
3,000万円以下	385	4	809	1,198	1,101
5,000万円以下	231	6	542	779	797
5,000万円超	92	—	284	376	326
合計	25,743	2,888	22,634	51,265	49,741

調査対象等：平成16年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成17年3月31日現在の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示したものである。

用語の説明：青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいた正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。

2 申告所得税

(3) 都道府県別平均所得金額

都道府県名	16年分 平均所得	16年の 順位	12年分 平均所得	16/12	都道府県名	16年分 平均所得	16年の 順位	12年分 平均所得	16/12
	千円		千円	%		千円		千円	%
東 京	7,670	1	7,494	102.3	北 海 道	4,655	25	5,047	92.2
神 奈 川	6,039	2	6,461	93.5	和 歌 山	4,651	26	5,114	90.9
愛 知	5,805	3	6,103	95.1	宮 城	4,645	27	5,020	92.5
大 阪	5,587	4	5,782	96.6	高 知	4,635	28	4,856	95.4
奈 良	5,573	5	6,165	90.4	三 重	4,626	29	5,023	92.1
兵 庫	5,493	6	6,111	89.9	熊 本	4,594	30	4,880	94.1
京 都	5,455	7	5,731	95.2	大 分	4,526	31	4,948	91.5
千 葉	5,426	8	5,780	93.9	富 山	4,494	32	5,147	87.3
沖 縄	5,317	9	5,477	97.1	山 梨	4,467	33	4,814	92.8
埼 玉	5,287	10	5,632	93.9	鹿 児 島	4,439	34	4,794	92.6
徳 島	5,116	11	5,919	86.4	長 野	4,354	35	4,790	90.9
福 岡	5,061	12	5,333	94.9	新 潟	4,336	36	4,755	91.2
栃 木	4,955	13	5,157	96.1	青 森	4,334	37	4,832	89.7
静 岡	4,929	14	5,314	92.8	宮 崎	4,260	38	4,499	94.7
石 川	4,871	15	4,883	99.8	佐 賀	4,230	39	4,529	93.4
岐 阜	4,841	16	5,204	93.0	鳥 取	4,141	40	4,525	91.5
滋 賀	4,803	17	5,250	91.5	福 島	4,137	41	4,570	90.5
福 井	4,792	18	5,041	95.1	山 形	4,133	42	4,420	93.5
愛 媛	4,789	19	5,123	93.5	山 口	4,117	43	4,469	92.1
群 馬	4,742	20	5,150	92.1	島 根	4,102	44	4,417	92.9
香 川	4,730	21	5,173	91.4	長 崎	4,062	45	4,409	92.1
広 島	4,721	22	5,046	93.6	秋 田	4,005	46	4,389	91.3
岡 山	4,685	23	4,862	96.4	岩 手	3,981	47	4,323	92.1
茨 城	4,674	24	5,002	93.4	平 均	5,401	—	5,667	95.3

(注) この表は、申告所得税の納税額があったものについて、県別に平均所得金額を掲げた。

2 申告所得税

(4) 税務署別人員(その1)

区 分	営 業 等										
	70万円 以 下	100万円 以 下	150万円 以 下	200万円 以 下	250万円 以 下	300万円 以 下	400万円 以 下	500万円 以 下	600万円 以 下	700万円 以 下	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
徳 島 県	徳 島	224	296	646	709	609	457	569	270	142	73
	鳴 門	71	127	305	337	246	220	270	113	55	39
	阿 南	56	84	222	261	229	192	210	99	44	34
	川 島	27	65	146	151	115	94	118	47	23	12
	脇 町	15	39	68	83	76	40	67	36	14	16
	池 田	18	47	77	81	90	64	90	35	20	9
	計	411	658	1,464	1,622	1,365	1,067	1,324	600	298	183
香 川 県	高 松	187	315	680	782	742	691	930	424	232	131
	丸 亀	102	141	273	320	311	242	348	199	103	50
	坂 出	66	106	191	233	286	229	335	157	71	42
	観 音 寺	87	112	250	290	303	235	291	155	85	48
	長 尾	49	84	176	197	203	165	228	100	56	29
	土 庄	27	18	52	73	69	64	69	38	20	5
	計	518	776	1,622	1,895	1,914	1,626	2,201	1,073	567	305
愛 媛 県	松 山	273	464	1,002	1,120	1,128	955	1,290	633	359	175
	今 治	88	161	356	383	360	291	364	161	111	58
	宇 和 島	69	124	284	247	224	170	205	122	91	41
	八 幡 浜	48	93	163	173	159	140	183	113	58	31
	新 居 浜	68	102	219	297	278	192	289	133	62	38
	伊 予 西 条	47	76	171	199	190	169	184	104	43	26
	大 洲	26	42	113	137	103	84	147	49	30	22
	伊 予 三 島	43	77	174	185	204	113	207	98	44	34
計	662	1,139	2,482	2,741	2,646	2,114	2,869	1,413	798	425	
高 知 県	高 知	259	445	825	754	734	582	712	341	189	113
	安 芸	33	63	114	159	119	107	120	62	20	21
	南 国	60	107	214	220	189	150	178	106	46	24
	須 崎	45	80	163	156	160	148	134	83	50	29
	中 村	77	108	214	231	158	141	166	96	53	48
	伊 野	58	65	175	166	172	116	136	75	42	31
	計	532	868	1,705	1,686	1,532	1,244	1,446	763	400	266
全 管 計	2,123	3,441	7,273	7,944	7,457	6,051	7,840	3,849	2,063	1,179	

(注) この表は、「(1)所得者別人員」を税務署別に示したものである。

所 得 者									合 計	区 分	
800万円 以 下	1,000万円 以 下	1,200万円 以 下	1,500万円 以 下	2,000万円 以 下	3,000万円 以 下	5,000万円 以 下	5,000万円 超	人			
47	54	33	27	50	30	25	9	4,270	徳 島	徳 島 県	
25	21	14	8	16	15	9	1	1,892	鳴 門		
13	15	8	14	9	7	—	1	1,498	阿 南		
7	6	3	5	7	2	2	3	833	川 島		
4	4	5	1	2	6	2	—	478	脇 町		
10	3	6	7	3	1	—	1	562	池 田		
106	103	69	62	87	61	38	15	9,533	計		
61	86	37	41	77	63	39	13	5,531	高 松	香 川 県	
27	26	13	11	22	26	13	4	2,231	丸 亀		
22	29	21	15	17	13	9	4	1,846	坂 出		
22	23	18	12	12	13	9	8	1,973	観 音 寺		
19	18	5	11	7	13	7	4	1,371	長 尾		
8	10	1	3	2	2	2	—	463	土 庄		
159	192	95	93	137	130	79	33	13,415	計		
111	110	61	64	84	66	33	8	7,936	松 山	愛 媛 県	
43	50	18	31	22	17	8	4	2,526	今 治		
25	30	19	15	14	11	19	2	1,712	宇 和 島		
16	22	14	14	7	10	3	3	1,250	八 幡 浜		
25	14	14	18	10	14	2	4	1,779	新 居 浜		
9	19	10	13	12	8	8	—	1,288	伊 予 西 条		
5	11	7	9	8	7	1	—	801	大 洲	高 知 県	
15	11	8	8	9	5	7	1	1,243	伊 予 三 島		
249	267	151	172	166	138	81	22	18,535	計		
62	82	46	36	52	47	28	13	5,320	高 知		
10	15	12	4	9	8	1	3	880	安 芸		
14	20	8	11	7	9	9	3	1,375	南 国		
14	19	12	12	6	9	1	1	1,122	須 崎	高 知 県	
23	25	14	12	21	10	4	7	1,408	中 村		
12	13	6	4	7	4	5	—	1,087	伊 野		
135	174	98	79	102	87	48	27	11,192	計		
649	736	413	406	492	416	246	97	52,675	全 管 計		

2 申告所得税

(4) 税務署別人員(その2)

区 分	農 業 所										
	70万円 以 下	100万円 以 下	150万円 以 下	200万円 以 下	250万円 以 下	300万円 以 下	400万円 以 下	500万円 以 下	600万円 以 下	700万円 以 下	
徳 島 県	徳 島	5	11	49	109	92	83	112	72	45	8
	鳴 門	—	6	32	76	92	76	151	115	54	33
	阿 南	—	3	29	33	22	23	20	11	5	4
	川 島	1	5	26	25	25	20	21	22	9	2
	脇 町	2	2	3	8	6	4	10	5	1	—
	池 田	—	2	3	9	3	7	6	1	2	—
	計	8	29	142	260	240	213	320	226	116	47
香 川 県	高 松	3	7	16	39	44	38	41	24	18	4
	丸 亀	6	3	24	29	23	14	25	18	4	4
	坂 出	2	3	21	22	21	13	31	12	5	6
	観 音 寺	15	20	54	94	84	93	133	66	39	21
	長 尾	2	2	13	29	21	22	25	8	3	2
	土 庄	—	2	8	2	5	8	13	2	1	1
	計	28	37	136	215	198	188	268	130	70	38
愛 媛 県	松 山	5	30	114	131	107	79	106	50	26	9
	今 治	1	5	15	25	34	14	16	6	2	1
	宇 和 島	4	15	24	40	36	28	38	24	4	1
	八 幡 浜	6	20	69	102	99	84	116	61	38	16
	新 居 浜	1	—	1	4	3	2	1	1	—	—
	伊 予 西 条	1	6	21	38	27	22	28	12	7	6
	大 洲	4	7	28	28	34	20	39	19	6	3
	伊 予 三 島	1	3	4	3	9	3	7	3	4	1
計	23	86	276	371	349	252	351	176	87	37	
高 知 県	高 知	5	5	23	24	22	14	20	28	13	10
	安 芸	11	19	51	94	101	77	132	72	40	27
	南 国	9	15	69	98	104	103	138	77	37	20
	須 崎	2	12	25	41	43	31	71	40	22	15
	中 村	5	5	26	21	21	25	22	11	9	7
	伊 野	1	7	23	36	39	33	80	65	40	25
計	33	63	217	314	330	283	463	293	161	104	
全 管 計	92	215	771	1,160	1,117	936	1,402	825	434	226	

得 者								合 計	区 分
800万円 以 下	1,000万円 以 下	1,200万円 以 下	1,500万円 以 下	2,000万円 以 下	3,000万円 以 下	5,000万円 以 下	5,000万円 超		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	
11	4	1	2	—	1	—	—	605	徳 島
17	16	4	—	—	1	1	—	674	鳴 門
5	—	—	—	1	—	—	—	156	阿 南
3	5	1	—	—	—	—	—	165	川 島
1	—	—	—	—	—	—	—	42	脇 町
—	—	—	—	—	—	—	—	33	池 田
37	25	6	2	1	2	1	—	1,675	計
3	3	2	—	—	—	—	—	242	高 松
—	2	1	—	—	—	—	—	153	丸 亀
3	5	1	—	—	—	—	—	145	坂 出
6	6	—	—	—	—	1	—	632	観 音 寺
2	2	—	—	—	—	—	—	131	長 尾
—	—	—	—	—	—	—	—	42	土 庄
14	18	4	—	—	—	1	—	1,345	計
1	1	—	—	—	—	—	—	659	松 山
1	—	—	—	1	—	—	—	121	今 治
2	3	—	—	—	—	—	—	219	宇 和 島
7	6	1	—	—	—	—	—	625	八 幡 浜
—	—	—	—	—	—	—	—	13	新 居 浜
1	—	2	1	—	—	—	—	172	伊 予 西 条
3	—	—	—	—	—	—	—	191	大 洲
—	—	—	—	—	—	—	—	38	伊 予 三 島
15	10	3	1	1	—	—	—	2,038	計
8	7	7	3	6	5	5	—	205	高 知
8	7	3	1	—	—	—	—	643	安 芸
14	14	8	4	1	1	—	—	712	南 国
9	13	3	3	—	—	1	—	331	須 崎
1	2	—	—	—	—	—	—	155	中 村
11	17	15	7	3	—	—	—	402	伊 野
51	60	36	18	10	6	6	—	2,448	計
117	113	49	21	12	8	8	—	7,506	全 管 計

2 申告所得税

(4) 税務署別人員(その3)

区 分	そ の 他										
	70万円 以 下	100万円 以 下	150万円 以 下	200万円 以 下	250万円 以 下	300万円 以 下	400万円 以 下	500万円 以 下	600万円 以 下	700万円 以 下	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
徳 島 県	徳 島	167	255	1,097	1,698	1,471	1,029	1,451	1,038	849	641
	鳴 門	86	146	588	777	598	354	530	386	323	302
	阿 南	57	85	356	496	408	256	340	278	184	144
	川 島	34	69	255	305	248	159	234	177	130	89
	脇 町	19	26	138	175	130	103	114	75	67	57
	池 田	28	38	167	210	182	128	145	128	84	60
計	391	619	2,601	3,661	3,037	2,029	2,814	2,082	1,637	1,293	
香 川 県	高 松	222	375	1,587	2,696	2,372	1,695	2,331	1,609	1,274	1,009
	丸 亀	119	160	798	1,329	974	662	799	528	392	337
	坂 出	92	141	569	905	778	534	728	475	342	270
	観 音 寺	116	187	689	1,016	739	512	645	445	373	269
	長 尾	60	91	439	628	493	263	381	232	184	150
	土 庄	11	27	126	247	170	120	151	93	76	53
計	620	981	4,208	6,821	5,526	3,786	5,035	3,382	2,641	2,088	
愛 媛 県	松 山	299	409	1,999	3,713	3,055	2,004	2,882	1,887	1,506	1,196
	今 治	64	122	526	1,052	776	555	793	469	433	290
	宇 和 島	57	99	448	602	464	333	396	325	213	169
	八 幡 浜	65	104	400	586	437	264	373	257	179	142
	新 居 浜	49	96	451	776	583	397	529	283	226	175
	伊 予 西 条	47	82	419	672	496	352	472	332	263	187
	大 洲	53	82	292	353	271	213	277	170	157	102
	伊 予 三 島	53	66	343	522	386	291	411	293	235	192
計	687	1,060	4,878	8,276	6,468	4,409	6,133	4,016	3,212	2,453	
高 知 県	高 知	166	279	1,233	1,760	1,618	1,154	1,528	1,157	853	697
	安 芸	27	55	249	313	235	149	173	116	97	63
	南 国	69	123	486	642	531	281	418	334	226	196
	須 崎	47	71	328	382	323	215	263	187	128	97
	中 村	45	108	358	510	299	269	286	198	132	105
	伊 野	51	111	363	468	320	210	244	205	155	100
計	405	747	3,017	4,075	3,326	2,278	2,912	2,197	1,591	1,258	
全 管 計	2,103	3,407	14,704	22,833	18,357	12,502	16,894	11,677	9,081	7,092	

所得者								合 計	区 分
800万円 以 下	1,000万円 以 下	1,200万円 以 下	1,500万円 以 下	2,000万円 以 下	3,000万円 以 下	5,000万円 以 下	5,000万円 超		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	
506	781	501	463	441	285	196	99	12,968	徳 島
200	275	157	157	154	97	83	37	5,250	鳴 門
96	138	71	77	57	59	44	19	3,165	阿 南
65	89	20	39	32	16	15	5	1,981	川 島
38	39	32	32	20	19	10	4	1,098	脇 町
49	64	29	29	18	17	15	5	1,396	池 田
954	1,386	810	797	722	493	363	169	25,858	計
798	1,107	639	620	564	377	211	95	19,581	高 松
232	320	151	150	120	91	70	19	7,251	丸 亀
190	271	149	124	95	102	49	26	5,840	坂 出
170	188	107	102	105	77	42	18	5,800	観 音 寺
108	111	65	68	44	41	30	11	3,399	長 尾
40	41	25	40	23	14	7	1	1,265	土 庄
1,538	2,038	1,136	1,104	951	702	409	170	43,136	計
908	1,217	751	747	610	454	282	165	24,084	松 山
235	273	190	166	179	140	76	31	6,370	今 治
104	142	78	95	76	41	33	16	3,691	宇 和 島
97	114	54	58	63	46	27	10	3,276	八 幡 浜
137	188	110	113	114	56	43	19	4,345	新 居 浜
142	141	77	84	61	47	29	11	3,914	伊 予 西 条
67	78	42	36	55	48	21	9	2,326	大 洲
111	158	109	111	88	93	48	24	3,534	伊 予 三 島
1,801	2,311	1,411	1,410	1,246	925	559	285	51,540	計
564	702	474	473	424	299	166	93	13,640	高 知
41	40	23	20	12	15	8	4	1,640	安 芸
129	168	97	103	78	46	24	21	3,972	南 国
57	77	52	29	45	29	10	3	2,343	須 崎
97	102	53	41	37	43	19	10	2,712	中 村
90	92	61	65	34	38	15	10	2,632	伊 野
978	1,181	760	731	630	470	242	141	26,939	計
5,271	6,916	4,117	4,042	3,549	2,590	1,573	765	147,473	全 管 計

2 申告所得税

(4) 税務署別人員(その4)

区 分	合										
	70万円 以 下	100万円 以 下	150万円 以 下	200万円 以 下	250万円 以 下	300万円 以 下	400万円 以 下	500万円 以 下	600万円 以 下	700万円 以 下	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
徳 島 県	徳 島	396	562	1,792	2,516	2,172	1,569	2,132	1,380	1,036	722
	鳴 門	157	279	925	1,190	936	650	951	614	432	374
	阿 南	113	172	607	790	659	471	570	388	233	182
	川 島	62	139	427	481	388	273	373	246	162	103
	脇 町	36	67	209	266	212	147	191	116	82	73
	池 田	46	87	247	300	275	199	241	164	106	69
	計	810	1,306	4,207	5,543	4,642	3,309	4,458	2,908	2,051	1,523
香 川 県	高 松	412	697	2,283	3,517	3,158	2,424	3,302	2,057	1,524	1,144
	丸 亀	227	304	1,095	1,678	1,308	918	1,172	745	499	391
	坂 出	160	250	781	1,160	1,085	776	1,094	644	418	318
	観 音 寺	218	319	993	1,400	1,126	840	1,069	666	497	338
	長 尾	111	177	628	854	717	450	634	340	243	181
	土 庄	38	47	186	322	244	192	233	133	97	59
	計	1,166	1,794	5,966	8,931	7,638	5,600	7,504	4,585	3,278	2,431
愛 媛 県	松 山	577	903	3,115	4,964	4,290	3,038	4,278	2,570	1,891	1,380
	今 治	153	288	897	1,460	1,170	860	1,173	636	546	349
	宇 和 島	130	238	756	889	724	531	639	471	308	211
	八 幡 浜	119	217	632	861	695	488	672	431	275	189
	新 居 浜	118	198	671	1,077	864	591	819	417	288	213
	伊 予 西 条	95	164	611	909	713	543	684	448	313	219
	大 洲	83	131	433	518	408	317	463	238	193	127
	伊 予 三 島	97	146	521	710	599	407	625	394	283	227
計	1,372	2,285	7,636	11,388	9,463	6,775	9,353	5,605	4,097	2,915	
高 知 県	高 知	430	729	2,081	2,538	2,374	1,750	2,260	1,526	1,055	820
	安 芸	71	137	414	566	455	333	425	250	157	111
	南 国	138	245	769	960	824	534	734	517	309	240
	須 崎	94	163	516	579	526	394	468	310	200	141
	中 村	127	221	598	762	478	435	474	305	194	160
	伊 野	110	183	561	670	531	359	460	345	237	156
計	970	1,678	4,939	6,075	5,188	3,805	4,821	3,253	2,152	1,628	
全 管 計	4,318	7,063	22,748	31,937	26,931	19,489	26,136	16,351	11,578	8,497	

計									区 分	
800万円 以 下	1,000万円 以 下	1,200万円 以 下	1,500万円 以 下	2,000万円 以 下	3,000万円 以 下	5,000万円 以 下	5,000万円 超	合 計		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	徳 島
564	839	535	492	491	316	221	108	17,843	徳 島	
242	312	175	165	170	113	93	38	7,816	鳴 門	
114	153	79	91	67	66	44	20	4,819	阿 南	
75	100	24	44	39	18	17	8	2,979	川 島	
43	43	37	33	22	25	12	4	1,618	脇 町	
59	67	35	36	21	18	15	6	1,991	池 田	
1,097	1,514	885	861	810	556	402	184	37,066	計	
862	1,196	678	661	641	440	250	108	25,354	高 松	
259	348	165	161	142	117	83	23	9,635	丸 亀	
215	305	171	139	112	115	58	30	7,831	坂 出	
198	217	125	114	117	90	52	26	8,405	観 音 寺	
129	131	70	79	51	54	37	15	4,901	長 尾	
48	51	26	43	25	16	9	1	1,770	土 庄	
1,711	2,248	1,235	1,197	1,088	832	489	203	57,896	計	
1,020	1,328	812	811	694	520	315	173	32,679	松 山	
279	323	208	197	202	157	84	35	9,017	今 治	
131	175	97	110	90	52	52	18	5,622	宇 和 島	
120	142	69	72	70	56	30	13	5,151	八 幡 浜	
162	202	124	131	124	70	45	23	6,137	新 居 浜	
152	160	89	98	73	55	37	11	5,374	伊 予 西 条	
75	89	49	45	63	55	22	9	3,318	大 洲	
126	169	117	119	97	98	55	25	4,815	伊 予 三 島	
2,065	2,588	1,565	1,583	1,413	1,063	640	307	72,113	計	
634	791	527	512	482	351	199	106	19,165	高 知	
59	62	38	25	21	23	9	7	3,163	安 芸	
157	202	113	118	86	56	33	24	6,059	南 国	
80	109	67	44	51	38	12	4	3,796	須 崎	
121	129	67	53	58	53	23	17	4,275	中 村	
113	122	82	76	44	42	20	10	4,121	伊 野	
1,164	1,415	894	828	742	563	296	168	40,579	計	
6,037	7,765	4,579	4,469	4,053	3,014	1,827	862	207,654	全 管 計	

2-3 所得種類別人員、所得金額

(1) 人員、所得金額

区 分	人 員		所 得 金 額			
	主たるもの	従たるもの				
	人	外	人	外	千円	
事業所得	営業等所得	52,803	1,468	6,877	1,775,353	178,831,061
	農業所得	7,547	4,429	8,969	1,877,382	27,097,429
	計	60,350	5,897	15,846	3,652,735	205,928,490
利子所得	14	—	197	—	143,675	
配当所得	155	—	8,908	—	8,111,201	
不動産所得	23,433	988	37,714	649,810	135,147,458	
給与所得	74,964	—	22,346	—	433,428,503	
総合譲渡所得	59	211	226	197,733	863,471	
一時所得	1,535	—	7,270	—	10,097,548	
雑所得	39,563	—	41,575	—	102,672,677	
(損益通産による差額)	—	—	—	3,487,369	1,315,239	
合 計	200,073	7,096	134,082	7,987,647	897,708,261	
分離短期譲渡所得	80	19	195	—	824,220	
分離長期譲渡所得	6,019	80	1,601	—	83,245,313	
株式等の譲渡等所得	1,316	—	3,198	—	20,460,842	
山林所得	69	8	118	—	402,822	
退職所得	97	—	268	—	2,238,386	
総 計	207,654	7,203	139,462	7,987,647	1,004,879,844	

調査対象等：平成16年分の申告所得税の納税者について、平成17年3月31日現在の合計所得を所得の種類別に区分して、人員、所得金額の状況を示したものである。

(注)1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。

また、所得金額は、主たるもの及び従たるものを区分することなく、各種類ごとの所得金額の合計額を掲げた。

2 外書は、損失額のある者の人員及びその損失額を掲げた。

3 所得金額は、特後所得(特典控除後のことで、青色事業専従者給与等の青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の金額をいう。)で示されている。

(2) 人員、所得金額の変遷

(2)-1 人 員

区 分	12 年 分		16 年 分		
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	
	人	%	人	%	
事業所得 {	営業等所得	64,805	29.7	52,803	25.4
	農業所得	8,295	3.8	7,547	3.6
	計	73,100	33.5	60,350	29.1
利子所得	13	0.0	14	0.0	
配当所得	51	0.0	155	0.1	
不動産所得	22,092	10.1	23,433	11.3	
給与所得	83,975	38.5	74,964	36.1	
総合譲渡所得	84	0.0	59	0.0	
一時所得	1,348	0.6	1,535	0.7	
雑所得	30,544	14.0	39,563	19.1	
合 計	211,207	96.9	200,073	96.3	
分離短期譲渡所得	77	0.0	80	0.0	
分離長期譲渡所得	6,265	2.9	6,019	2.9	
株式等の譲渡等所得	242	0.1	1,316	0.6	
山林所得	103	0.0	69	0.0	
退職所得	94	0.0	97	0.0	
総 計	217,988	100.0	207,654	100.0	

調査時点: 翌年3月31日

(2)-2 所得金額

区 分	12 年 分		16 年 分		
	所 得 金 額	構 成 比	所 得 金 額	構 成 比	
	千円	%	千円	%	
事業所得 {	営業等所得	231,642,367	20.3	178,831,061	17.8
	農業所得	33,654,581	2.9	27,097,429	2.7
	計	265,296,948	23.2	205,928,490	20.5
利子所得	198,380	0.0	143,675	0.0	
配当所得	10,631,370	0.9	8,111,201	0.8	
不動産所得	139,209,640	12.2	135,147,458	13.4	
給与所得	498,613,608	43.6	433,428,503	43.1	
総合譲渡所得	669,373	0.1	863,471	0.1	
一時所得	9,304,435	0.8	10,097,548	1.0	
雑所得	90,389,613	7.9	102,672,677	10.2	
(損益通産による差額)	631,646	0.1	1,315,239	0.1	
合 計	1,014,945,013	88.7	897,708,261	89.3	
分離短期譲渡所得	805,552	0.1	824,220	0.1	
分離長期譲渡所得	108,573,574	9.5	83,245,313	8.3	
株式等の譲渡等所得	16,821,666	1.5	20,460,842	2.0	
山林所得	729,198	0.1	402,822	0.0	
退職所得	1,812,430	0.2	2,238,386	0.2	
総 計	1,143,687,433	100.0	1,004,879,844	100.0	

調査時点: 翌年3月31日